

# 高額介護サービス費の基準が変わります

知らなきや損する

8月から「高額介護サービス費」の基準が変わります。

高齢者化社会の日本にとっては、65歳以上の人が利用できる介護保険はとても重要

な制度で、介護が必要になったとき、所定の介護サービスが受けられる公的な保険制度です。

介護サービスを受けるためには、まず介護を受ける人が住む市町の窓口で要介護認定の申請を行い、認定調査と主治医意見書の発行を依頼します。その後審査判定を受け、認定を受けたらサービス計画書が作成され、介護保険サービスの利用開始となります。

介護保険では、介護サービスが利用できる1か月の上限(支給限度額)が要支援・要介護度によって、次のように決まっています。要支援1が5万300円。要支援2が10万4730円。要介護1が16万6920円。要介護2が19万6160円。要介護3が26万9310円。要介護4が30万8060円。要介護5が36万650円です。この限度額内なら原則1割の自己負担でサービスが利用でき、残り9割は介護保険が賄うという大変助かる仕組みでしたが、2015年に負担割合の改正が行われ、65歳以上の人の所得上位20%にあたる年間所得160万円以上の人は、自己負担が2割にアップしました。

8月に改正が行われる「高額介護サービス費」とは、1割負担でも2割負担でも負担額が下表の上限を超えた分が払い戻されるという制度です。今回の改正では、同じ世帯の誰かが市町民税を課税されている場合、負担の上限

対象となる人	平成29年7月までの負担上限(月額)	平成29年8月からの負担上限(月額)
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	4万4400円(世帯)	4万4400円(世帯)
世帯の誰かが市町民税を課税されている人	3万7200円(世帯)	4万4400円(世帯) 年間上限(44万6400円)を設定
世帯の全員が市町民税を課税されていない人	2万4600円(世帯)	2万4600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金額の合計が年間80万円以下の人など	2万4600円(世帯) 1万5000円(個人)	2万4600円(世帯) 1万5000円(個人)
生活保護を受けている人など	1万5000円(個人)	1万5000円(個人)

「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した人全員の負担合計の上限を指し、「個人」とは、介護サービスを利用した本人の負担上限額を指す。「合計所得金額」とは、収入からの公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後の金額

が3万7200円(月額)から4万4400円(月額)に引き上げられます(現役並みの所得者世帯は従来から4万4400円)。ただし、介護サービスを長期に利用している人には配慮され、3年間の時限措置として、①同じ世帯の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割で②世帯が現役並みの所得世帯に該当しない、という①②の両方に該当する場合、年間44万6400円(3万7200円×12ヶ月)の上限が設けられ、年間を通じて負担額が増えないようになっています(8月から翌年7月までを一つのサイクルとし、翌年7月31日時点で判定)。高額介護サービス費を利用する場合は、申請が必要です。また、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額が、設定された限度額を超えた際に払い戻される「高額介護合算療養費制度」もあります。



暮らしのマネープラン相談センター 所長  
サードファイナンスプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00